

み な し 共 同 事 業 に 係 る 明 細 書

年 月 日

判定対象者	氏名又は住所 住所又は所在地 I 事業所のうち みなし共同事業に係る 事業所の所在地	名称又は所在地	資産割				従業者割					
			(ア) 事業所床面積 ㎡	(イ) 非課税床面積 ㎡	(ウ) = (ア) - (イ) 差引床面積 ㎡	(A) 従業者数 人	(B) 非課税人員 人	(C) = (A) - (B) 差引人員 人	(D) 従業者数 人	(E) 非課税人員 人		
										(1) (1)~(9)の計	(2) (1)~(9)の計	
①	上記 I 以外の事業所の状況											
②	上記 I に係る事業所の状況											
③	(第 号該当)											
④	(第 号該当)											
⑤	(第 号該当)											
⑥	(第 号該当)											
⑦	(第 号該当)											
⑧	(第 号該当)											
⑨	(第 号該当)											
合計												
免税点判定												

注1

注2

注1) 判定対象者の状況について、申告書別表1(事業所明細)及び別表2(非課税明細)より転記してください。
 注2) 判定対象者の免税点判定に関係する者の状況を記入してください。(関係については、裏面を参照してください。)

特殊関係者の区分

【判定対象者の親族その他の特殊の関係のある個人】

- 1号該当 ⇒ 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- 2号該当 ⇒ 前記1号以外の判定対象者の親族（配偶者・六親等内の血族・三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 3号該当 ⇒ 前記1号及び2号以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- 4号該当 ⇒ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（前記1号及び2号に掲げる者を除く）及びその者と前記1号から3号のうちいずれかにかに該当する関係がある個人
- 5号該当 ⇒ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前記1号から4号のうちいずれかにかに該当する関係がある個人

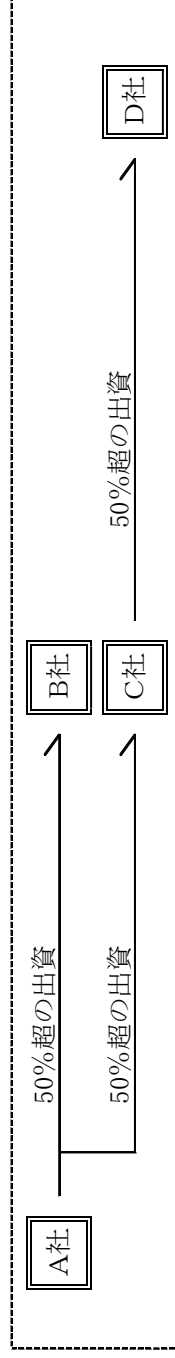
【同族会社】

- 6号該当 ⇒ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
 下図において、判定対象者がA社の場合
 → A社の特殊関係者は、B社及びC社となる。
- 7号該当 ⇒ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と前記1号から4号に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社に該当する他の会社）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

下図において、判定対象者がB社の場合
 → B社の特殊関係者は、C社及びD社となる。

下図において、判定対象者がC社の場合
 → C社の特殊関係者は、B社及びD社となる。

※ なお、下図において、D社は特殊関係者を有しません。



《みなし共同事業に係る明細書 記載例》

みなし共同事業による免税点判定を行った場合の事業所税申告書に添付する明細書です。

- 事業所税の申告者：広島市倉庫株式会社
- みなし共同事業に係る事業所：広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 A株式会社本社ビル
※この家屋での、特殊関係者の入居状況

名称	専用床面積	共用床面積	事業所床面積 (うち非課税床面積)	従業者数 (うち非課税)	
広島市倉庫株式会社	1,200.00㎡	240.00㎡	1,440.00㎡ (100.00㎡)	60人 (10人)	
A株式会社	400.00㎡	80.00㎡	480.00㎡ (-)	20人 (-)	広島市倉庫株式会社の子会社(50%超の出資) ※広島市の事業所は、この1か所のみ
B株式会社	200.00㎡	40.00㎡	240.00㎡ (-)	5人 (-)	
C株式会社	200.00㎡	40.00㎡	240.00㎡ (-)	3人 (-)	A株式会社の100%子会社 ※広島市内の事業所は、この1か所のみ

- 広島市倉庫株式会社の事業所の状況
※東事務所は、期末時点では閉鎖済みのため記載しない。

事業所名称・所在地	事業所床面積 (うち非課税床面積)	従業者数 (うち非課税)	
本社事務所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	1,440.00㎡ (100.00㎡)	60人 (10人)	みなし共同事業 該当
西倉庫 広島市西区福島町二丁目2番1号	2,000.84㎡ (-)	30人 (-)	みなし共同事業 非該当
南倉庫 広島市南区皆実町一丁目5番44号	29,550.00㎡ (-)	40人 (-)	みなし共同事業 非該当

よって、広島市倉庫株式会社の判定においては、50%超の出資先であるA株式会社及びB株式会社が特殊関係者(第6号該当)となります。

(参考)なお、この事例における、広島市倉庫株式会社以外の法人の判定は次のとおりです。

判定対象者	特殊関係者
A株式会社	同じ親を持つB株式会社(第7号該当)及び自らが100%出資するC株式会社(第6号該当)
B株式会社	同じ親を持つA株式会社(第7号該当)及びA株式会社が100%出資するC株式会社(第7号該当)
C株式会社	なし

みなし共同事業に係る明細書

令和 6 年 2 月 28 日

判定対象者	氏名又は名称	広島市倉庫株式会社			通知書番号			
	住所又は所在地	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号			事業年度	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで		
I	事業所のうち みなし共同事業に係る 事業所等の所在地	同上			I の ビル名等	A株式会社本社ビル		
区分	① 上記 I 以外の事業所の状況	資 産 割			従 業 者 割			
		(ア) 事業所床面積	(イ) 非課税床面積	(ウ)=(ア)-(イ) 差引床面積	(A) 従業者数	(B) 非課税人員	(C)=(A)-(B) 差引人員	
特 殊 関 係 者 の 名 称 等	② 上記 I に係る事業所の状況	31,550.84	0	0	31,550.84	70	0	70
	③ A株式会社 (第 6 号該当)	1,440	0	100	0	60	10	50
	④ B株式会社 (第 6 号該当)	480	0	0	0	20	0	20
	⑤ (第 号該当)	240	0	0	0	5	0	5
	⑥ (第 号該当)							
	⑦ (第 号該当)							
	⑧ (第 号該当)							
	⑨ (第 号該当)							
	合 計				10	(11)-(9)の(ウ)の計		
免税点判定		資 産 割 ※合計が1,000㎡を超えると課税			課税・免税	従 業 者 割 ※合計が100人を超えると課税		課税・免税
		33,610.84				145		

注1) 判定対象者の状況について、申告書別表1(事業所明細)及び別表2(非課税明細)より転記してください。
注2) 判定対象者の免税点判定に係る者の状況を記入してください。(関係については、裏面を参照してください。)